

大雨による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ ～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が大雨により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

〈 災害救助法適用市町村：【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 【大分県】日田市、中津市 〉

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用にあたっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 大雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

大雨による災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような場合に使うことができます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売り上げが減少した場合 等

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

福岡・大分労働局管内ハローワーク

① 事業所が大雨により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
福岡労働局職業安定部 職業安定課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 6 階	092-434-9801
ハローワーク田川	〒826-8609 田川市弓削田 184-1	0947-44-8609
ハローワーク朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺 480-3	0946-22-8609
大分労働局職業安定部 職業安定課	〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階	097-535-2090
ハローワーク中津	〒871-8609 中津市大字中殿 550-21	0979-24-8609
ハローワーク日田	〒877-0012 日田市淡窓 1-43-1	0973-22-8609

② 大雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
福岡労働局職業安定部 福岡助成金センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1 階	092-411-4701
福岡労働局職業安定部 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金 臨時窓口	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10 八幡労働総合庁舎 1 階	093-616-0860
大分労働局 大分助成金センター	〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第 2 ソフィアプラザビル 4 階	097-535-2100